

平成 27 年 6 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン
代 表 者 名 代表取締役社長 本 間 英 明
(コード番号：6093 東証 J A S D A Q)
問い合わせ先 取締役執行役員 太 田 昌 景
管理本部長
(TEL. 03-6703-0500)

当社の連結子会社である株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託が提供する 不動産トラストアカунツサービスに関するお知らせ

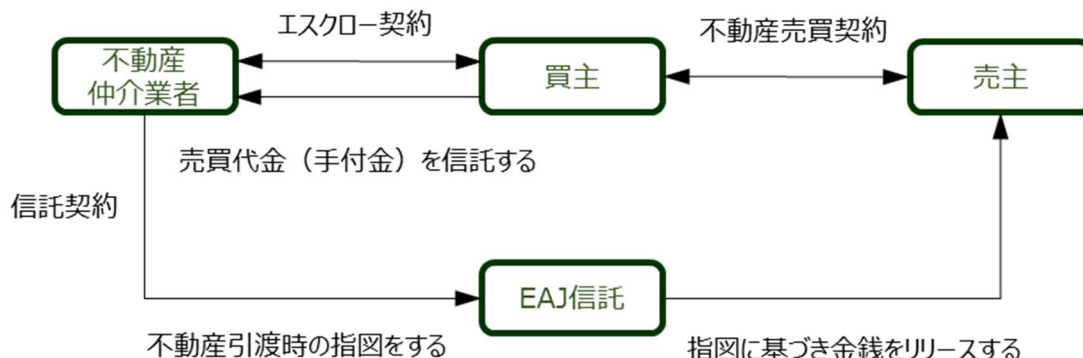
当社の連結子会社である株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託（以下、E A J 信託）が提供しております不動産トラストアカунツサービスについてお知らせいたします。

記

1. 不動産トラストアカунツサービスの概要

外国人による日本不動産投資が活発に行われている状況において、その外国人が日本の金融機関（外資銀行の日本支店を含む。）に預金口座を有しない場合、不動産売買代金（手付金を含む。以下同じ。）を海外送金せざるをえず、決済当日の着金確認ができないという事象が起こり得ます。不動産トラストアカунツサービス（以下、本サービス）は、主として外国人の方が、不動産売買代金を、不動産仲介会社を通じて予め信託設定することで、売買代金を安全に管理するとともに、不動産の決済当日の送金及び着金を可能にすることで、不動産取引の安全性を確保するサービスです。

（イメージ図）



E A J 信託は、今後、ますます活発になることが予想される日本不動産の国際間取引に資するサービスを提供してまいります。

海外投資家様向けのご案内資料は、E A J 信託ホームページのトップページ右下にございます「Real estate transactions trust account services」から、英語版と日本語版をダウンロードいただけます。

本サービスとは別に、不動産仲介会社による不動産売買代金の信託設定は行わず、売主、買主、E A J 信託の三者間で信託契約を締結することで不動産売買代金を管理し、取引の安全性を確保するエスクローサービスも併せて提供しております。同サービスは、売主の財務的信用が低い場合において、手付金の保全に活用される事例が多く見受けられます。

The diagram illustrates the relationships in a trust agreement. At the top is a box labeled "EAJ信託". At the bottom left is a box labeled "売主" (Seller), and at the bottom right is a box labeled "買主" (Buyer). In the center, the text "信託契約" (Trust Agreement) is written in blue. Arrows indicate the flow of assets and funds: an arrow points from "売主" to "EAJ信託" with the text "不動産を引き渡したら 金銭をリリースする" (After handing over the real estate, release the money); an arrow points from "買主" to "EAJ信託" with the text "売買代金 (手付金) を信託する" (Entrust the purchase price (down payment)); and a double-headed arrow connects "売主" and "買主".

```

graph TD
    EAJ[EAJ信託]
    Seller[売主]
    Buyer[買主]
    Seller -- "不動産を引き渡したら  
金銭をリリースする" --> EAJ
    Buyer -- "売買代金  
(手付金) を信託する" --> EAJ
    Seller <--> Buyer
    EAJ --- Title[信託契約]
  
```

既にサービス提供を開始しています。

現時点において、本件による当社グループの連結業績に与える影響は軽微であります。

以上